

一般廃棄物処理施設維持管理状況報告に係る要綱

平成27年4月1日施行

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第18条に規定するもののほか、一般廃棄物の適正な処理を推進する観点から、市長が廃棄物処理施設管理者に対し処理施設の維持管理状況の報告を求めることに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(報告)

第2条 市長は、廃棄物処理施設の管理者に対し次のとおり報告を求めるものとする。

- (1) ごみ処理施設の管理者に対し、その維持管理状況を3箇月に1回、ごみ処理施設維持管理報告書（別記第1号様式、第2号様式、第3号様式、第4号様式及び第5号様式のうち該当する様式による）の提出を求めるものとする。
- (2) し尿処理施設（処理能力が500人分以下のし尿処理施設を除く。）の管理者に対し、その維持管理状況を3箇月に1回、し尿処理施設維持管理報告書（別記第6号様式による）の提出を求めるものとする。
- (3) 一般廃棄物最終処分場の管理者に対し、その維持管理状況を3箇月に1回、一般廃棄物最終処分場維持管理報告書（別記第7号様式による）の提出を求めるものとする。

(報告書の活用)

第3条 市長は前条の規定により提出された維持管理報告書について検証等を行い次の活用を図るものとする。

- (1) 一般廃棄物に係る規制監視業務における基礎資料とすること。
- (2) 八王子市における一般廃棄物に係る計画書、報告書等の作成の際の基礎資料とすること。
- (3) その他一般廃棄物の適正な処理のための基礎資料とすること。

(その他)

第4条 この要綱に規定のないものについては、別に市長が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成27年4月1日より適用する。